

子どもの安全対策について

～ 県民の安全・安心な生活を守る対策の推進 ～

本年3月18日付、記者発表にかかる「最近の青少年が関係する県内外の凶悪事件への課題等」(※ 参考添付)についての対応策を発表します。

課題① 地域の危険な情報が潜在化 (県民生活課)

紀の川市事件等を教訓として、今まで社会化されていなかった「犯罪になる一つ手前の地域の危険な情報」や異変の「兆」を吸い上げて、県・警察・市町村・自治会・自主防犯ボランティア等と地域で必要な情報の共有化をして、子ども被害にかかる痛ましい凶悪事件の予防措置を講じます。

1 条例の一部改正(6月議会)による県民からの情報提供の呼びかけ

和歌山県安全・安心まちづくり条例(H18施行)

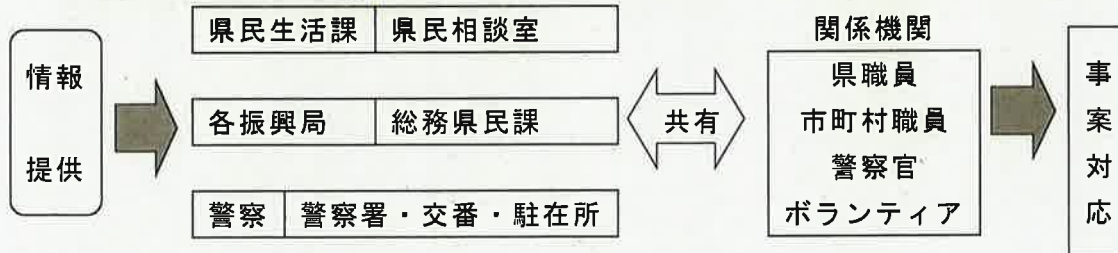
(改正案) ↓ 第4条の「県民の役割」に追加

- 条例で明文化
- 全国初の取組

3 県民は、地域社会の安全に関する意識の高揚及び自らが犯罪により被害を受けないために必要な知識の修得に努めるとともに、県民の安全で安心な暮らしを害するおそれのある事態の発生に関する情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

2 行政相談窓口の連携体制を強化

県民相談窓口の連携強化(県・振興局・警察・教育委員会等及び各市町村)



県庁、警察、教育委員会、市町村等が連携して、その状態を回避するための措置を講じ、また内容に応じて、各地域で活動する自主防犯ボランティア団体、子ども見守り団体、自治会、青色回転灯による防犯パトロール団体等と情報を共有し、未然に犯罪の予防に努めます。

3 犯罪に発展するおそれのある「危険性の高い情報」への対応

子ども・女性を守る移動式防犯カメラの設置(※平成27年度新政策)

設置済みの固定式の街頭防犯カメラ(県内88台)に加え、移動式の防犯カメラを、通学路等に設置して危険な事案へ対応します。(警察本部)

課題② 凶器が所持禁制品として未規制

1 危険な刃物の所持規制に向けた政府提案 (県民生活課)

全国的に凶悪事件の凶器(刃物)はインターネットでの購入が常態化し、流通経路が広域化しているため、「銃砲刀剣類所持等取締法」で全国的な統一規制を国に要望します。

○ 銃刀法を一部改正して「ククリナイフ」等の社会的有用性が極めて低い刃物を原則として所持を禁止する。



2 青少年に対する有害刃物類の所持規制 (青少年・男女共同参画課)

有害指定刃物類(下表参照)の所持禁止



「和歌山県青少年健全育成条例」の一部改正を

9月議会に提案を目指す。

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形 状
<p>みなす有害刃物類</p> <p>※ 右のものは個別に指定がなくても有害刃物類とみなされます。</p> <p>(包括指定)</p> <p>平成20年10月3日 改正 平成21年1月1日 施行</p>	刃物類	<p>(刃体固定式)</p> <p>刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>(刃体折りたたみ式)</p> <p>刃体の固定装置 (ロック機構)</p> <p>刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>(刃体を収納した状態)</p>
		<p>刃物類(家庭用、学習用又は業務用(規則で定めるものに限る。))として制作されたと認められる刃物類を除く。)であつて、規則で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超え、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの。</p> <p>※規則で定める業務 (規制対象外となる業種)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 宿泊業・飲食サービス業 8. 理容・美容業 <p>※規則で定めるところにより計った刃体の長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ。 <p>※規則で定める形状、構造又は機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの(固定式) ・通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの(折りたたみ式)

課題③ 各事件の背景等 (県立学校教育課・義務教育課)

○ 道德教育の充実・強化

和歌山県道德読み物資料集
【小学校版】 【中学校版】



(内容)
和歌山県道德読み物資料集「心のとびら」(小学校版)と「希望へのかけはし」(中学校版)に、新たに「人を思いやる温かい心」を育む教材を追加し、道德教育の充実を図る。

※平成26年2月に、県内すべての小・中学校及び特別支援学校に配付

※10月中に、県内すべての小・中学校及び特別支援学校に追加資料を配付。

課題④ 子どもの「SOS」のサインを拾い上げる仕組みが必要 (県立学校教育課・義務教育課)

○ 学校で子どもの行動に変化があった場合や、子どもからのSOSに対応する「安全・安心サポートマニュアル」の新規作成

- (内容)
- [SOSに気付く]
- ・チェックリスト、生活ノート等の活用
 - ・いじめアンケート、面談等の取組
 - ・子どもが欠席した場合の取組
 - ・子どもが大人にSOSを発信しやすくするための取組
- [組織的な対応]
- ・SOSを察知した教職員の対応
 - ・授業、休憩時間、部活動等における留意点
 - ・無料通信アプリやSNS等のネット上におけるトラブルへの対応
 - ・地域や外部機関との連携



※8月中に、県内すべての公立小・中・高等学校及び特別支援学校にマニュアルを配付。

【問合せ先・担当】

【課題】	【担当部署／担当者名】	【連絡先】
①及び②-1	環境生活部県民局 県民生活課／小畑・辻本	441-2350
②-2	環境生活部県民局 青少年・男女共同参画課／真田・富安	441-2502
③及び④	教育庁学校教育局 義務教育課／中阪・福田	441-3651

記者発表
平成27年3月18日

最近の青少年が関係する県内外の凶悪事件の課題等について

～ 紀の川市・海南市・神奈川県川崎市における重要凶悪事件関係 ～

紀の川市における痛ましい事件や全国で発生している地域住民が不安に感じる出来事（子ども被害にかかる凶悪事件など）に関して、和歌山県はこうした事件の再発防止への対応を強化します。

課題① 地域の危険な情報が潜在化

紀の川市の事件報道でもあったように、犯行以前に被疑者は「刃物や木刀を振り回していた。」などの特異な行動もあったが、地域の安全・安心を脅かす「危険な兆候」として情報化されておらず、情報が「地域の枠」から出ていなかったため、県・市町村・警察的な措置などで組織的な対応ができていなかった。

課題② 凶器が所持禁制品として未規制（※ 紀の川事件）

法律の問題ではあるが、犯行用具の「ククリナイフ」は、禁制品としての所持が規制されていない。

趣味の範囲であっても、殺傷能力がある危険な刃物を所持させていたことが問題。正当な理由なく携帯している場合のみ違法というだけでは、今後、こうした犯罪はなくなる。所持自体を認めるべきではない。

（※ 「和歌山県青少年健全育成条例」で有害刃物類としてH20年指定済）

課題③ 各事件の背景等

事件捜査中であるため、一般論としては、子どもの「**道徳教育の充実・強化**」が重要であり、人を思いやる温かい心、自分のもとより、友達や家族等すべての人たちのかけがえのない命を大切にすることをしっかりと育てていかなければならない。

課題④ 子どもの『SOS』のサインを拾い上げる仕組みが必要

川崎事件では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の中の「**殺される助けて**」という悲痛な「**SOS**」を大人は拾い上げることができなかった。子どもは大変なことが起こっていると分かっていた。子どもでは解決できない、悪いこと、危ないことを知った時はきちんと大人に伝えることができる仕組みづくりが早急に必要である。